

コンビニエンスストアにおける固定資産税の収納事故について

令和5年5月15日

1 事故の概要

コンビニエンスストア（ファミリーマート石巻流留店）で納付された令和4年度の固定資産税第4期（納期限令和5年2月28日）について、店舗従業員による着服があったことが判明した。

- ・不正のあった代行収納金 固定資産税 2件 78,000円

2 主な経緯

○3月30日（木） 固定資産税第4期の督促状を発送

○4月3日（月）市民から、納税課に「コンビニエンスストアで固定資産税を納付したが、督促状が届いた。」との問い合わせが1件あった。市において、収納システム及びコンビニエンスストアからの収納情報を確認したが、問い合わせがあったものについてはいずれも確認することができなかったため、収納代行会社に対し、事実確認と原因の究明を依頼した。

○4月4日（火）市民から、納税課に同様の問い合わせが新たに1件あり、収納代行会社に追加で究明を依頼した。

○4月10日（金）株式会社ファミリーマートから事故の概要説明を受け、調査を依頼した2件について、店舗従業員による着服があったことが判明した。

なお、株式会社ファミリーマートの店舗における調査の結果、他に着服されたものは確認されなかった。

○4月20日（木）株式会社ファミリーマートは、2名の納税者に対して、電話連絡し説明と謝罪を行った。

3 今後の市の対応

- ・株式会社ファミリーマートに対し、再発防止の徹底を強く求めるとともに、収納代行会社を通じ、他のコンビニエンスストアにおいて、同様の収納事故が発生しないよう適正な収納事務について要請する。
- ・レシートの受取りや領収証書の保管については、市のホームページ等を通じ、十分な周知を行う。

問い合わせ先 納税課 担当者 電話番号（0225-95-1111 内線 3133）